

告 示

埼玉県告示第百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により
嵐山町平沢土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告
する。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕